

令和2年度(2020年度)

入間市の予算



入間市マスコットキャラクター「いるティー」

令和2年4月

入間市 財政課

も く じ

○「入間市の予算」発行にあたって	1
○令和2年度は、こんな事業を進めます	2
○数字で見る入間市の予算	
令和2年度予算総額	3
一般会計	4
特別会計と公営企業会計	6
一般会計「歳入」の説明	11
一般会計「歳出」の説明	18
○予算編成から決算まで	20
○主な補助金	21
○他市との財政指標の比較	22
○入間市の財政健全化指標について	24

「入間市の予算」発行にあたって

市民の皆様には、日ごろから市のまちづくりに対して深いご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「令和2年度 入間市の予算」の発行にあたり、ごあいさつ申し上げます。

入間市においては、経済情勢や国の予算の動向を念頭に、第6次入間市総合計画に掲げる10年間のまちづくりの目標である「みんなでつくる 住みやすさが実感できるまち いるま」の実現に向けて、前期基本計画の各施策に取り組んでいくとともに、行政改革大綱・第1期実行計画を着実に推進してまいります。



令和2年度の本市の当初予算は、歳入においては市税や各種交付金の増額が見込まれるものの、行政水準を維持し必要な施策を推進するためには、引き続き財源不足が見込まれます。このため、市債を活用し、さらに財政調整基金からの繰り入れにより、不足する財源の調整を図りました。

歳出においては、事業の必要性、緊急性、優先性などを考慮して編成にあたりました。

投資的経費では、不老川緊急治水対策事業、道水路整備事業、産業文化センターホール等改修工事、防災行政用無線デジタル化工事、小中学校における石綿含有煙突用断熱材除去改修工事を始めとする諸工事など、実施計画との整合性に配慮し、限られた財源の有効配分に留意しつつ、市民の安全・安心に資する事業を中心に推進してまいります。

また、経常的経費では、介護給付事業、障害児給付事業、生活保護扶助といった扶助費の大幅な伸びに対応するとともに、こどもの育ちを切れ目なく支える子ども・子育て支援のさらなる充実に配慮し、「元気な子どもが育つまち」を目指した各種事業を継続発展させてまいります。

この「入間市の予算」は、市民の皆様にご今年度の予算と事業のあらましを、できるだけわかりやすく説明しておりますので、ご覧いただき、市政に対するさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月

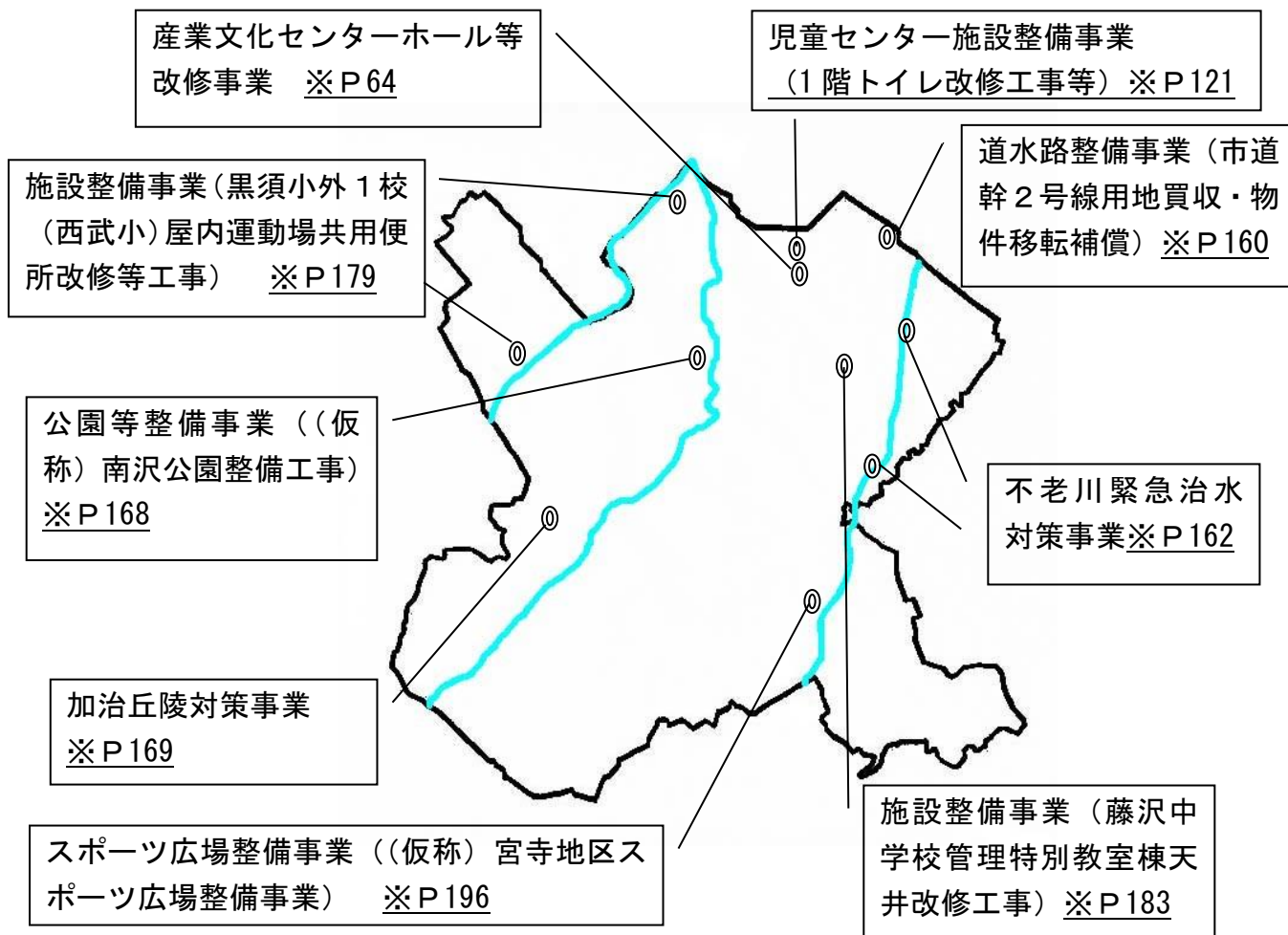
入間市長 田 中 龍 夫

令和2年度は、こんな事業を進めます

◎歳出の主な事業については 別冊の「令和2年度予算の概要」をご覧ください。

「令和2年度予算の概要」は市役所市政情報コーナー、各支所で無料配布しています。また、市公式ホームページでもご覧になれます。

http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/zaisei/zai_yosan/1008933.html



その他主な事業

- ◎ジョンソン基地跡地留保地(駅前側)利用事業(入間市駅南口交通広場の再整備に向けた基本計画の策定等) ※P 57
- ◎地域情報化推進事業(スマート自治体の実現に向け、AIおよびRPAを導入し、業務効率化・市民サービスの向上を図る) ※P 58
- ◎児童発達支援センター運営事業(心身の発達に遅れ又は障害のある児童と家族に発達段階に応じた切れ目のない支援を行う) ※P 111

上図の※P〇〇は、別冊「令和2年度予算の概要」のページ番号です。

数字で見る入間市の予算

令和2年度の予算総額は、

811 億 2,725 万円 です。

4月1日から翌年の3月31日までの1年間を**会計年度**といい、市がいろいろな仕事の計画を立てたり、事業を実施したりするにあたっての基本となっています。

予算は、市長の考え方や政策が反映されたものであり、市の行政の設計書ともいえるものです。そのうち**歳入**は、税金などの収入がどれくらいあるかを見積もったもので、**歳出**は、それを使いみちごとに割り振ったものです。

区 分		令和2年度予算額	令和元年度予算額	増減額	増減率
一 般 会 計		439億5,100万円	421億3,400万円	18億1,700万円	4.3%
特 別 会 計	国民健康保険	144億7,404万円	152億1,281万円	-7億3,877万円	-4.9%
	後期高齢者医療	19億6,459万円	18億4,245万円	1億2,214万円	6.6%
	介護保険	112億1,971万円	106億9,589万円	5億2,382万円	4.9%
	武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業	2億1,150万円	1億5,800万円	5,350万円	33.9%
	入間市駅北口土地区画整理事業	4億8,550万円	7億1,800万円	-2億3,250万円	-32.4%
	扇台土地区画整理事業	5億5,800万円	5億5,600万円	200万円	0.4%
	計	289億1,334万円	291億8,314万円	-2億6,980万円	-0.9%
小 計		728億6,434万円	713億1,714万円	15億4,720万円	2.2%
企 業 会 計	水道事業	47億65万円	45億9,122万円	1億943万円	2.4%
	下水道事業	35億6,226万円	35億1,634万円	4,592万円	1.3%
	計	82億6,291万円	81億756万円	1億5,535万円	1.9%
合 計		811億2,725万円	794億2,471万円	17億254万円	2.1%

*各会計で1万円未満を四捨五入しているため、合計額と一致しない場合があります。

※この表は、「当初予算」を比較したものです。

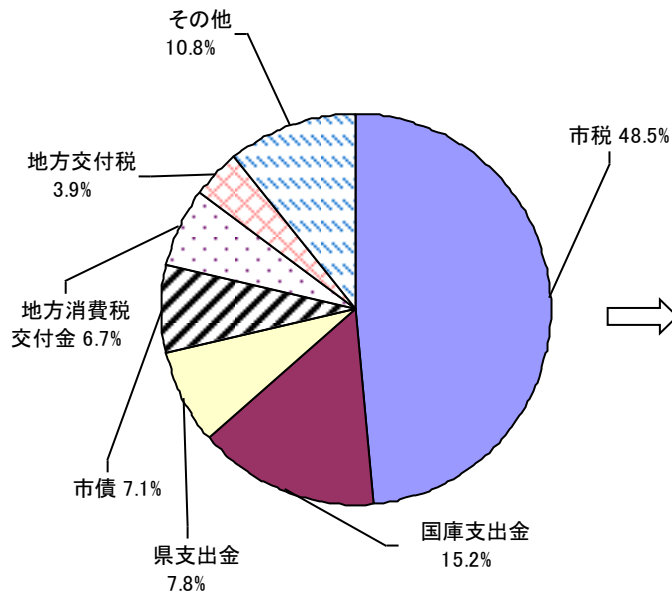
※このほかに、年度の途中で緊急的な事項に対応するため、「補正予算」と呼ばれる予算を組んで、財政運営を行っておりますので、決算時の予算額とは異なります。

一般会計

439億5,100万円

一般会計は、市の予算の中心となるもので、福祉、教育、道路、公園の整備などのお金はここから出し入れします。

歳入

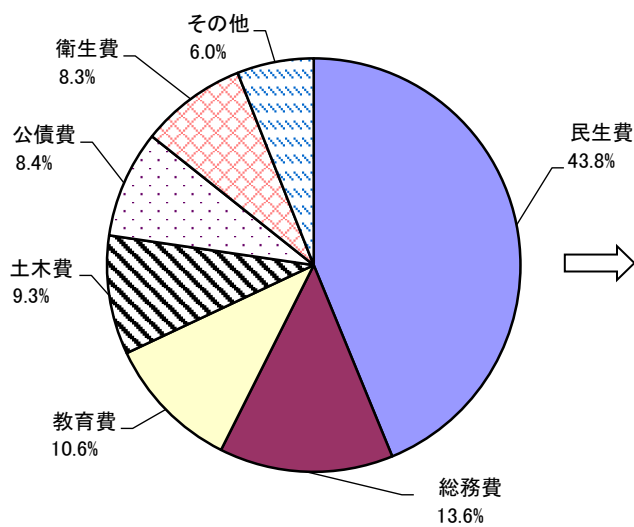


市民一人当たりの市税

144,266円

※市税を人口147,731人
(令和2年1月1日現在)で割ったもの

歳出



市民一人当たりの予算

297,507円

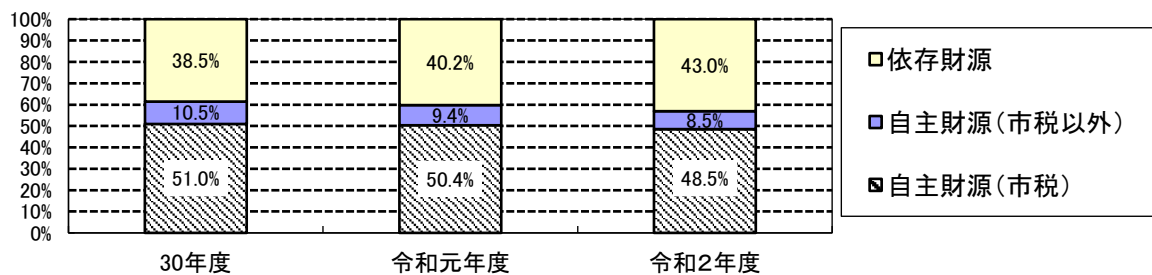
※歳出総額を人口147,731人
(令和2年1月1日現在)で割ったもの

◇自主財源と依存財源

市の歳入(収入)のよりどころを財源といい、このうち税金のように市が自分で集めるものを自主財源、国や県からもらう補助金などを依存財源といいます。

自主財源の割合が高ければ、それだけ自主的、安定的に事業が進められますが、景気回復の遅れなどにより自主財源の大半を占める市税の割合が減少傾向です。

自主財源	254.0 億円	252.1 億円	250.5 億円
依存財源	159.1 億円	169.2 億円	189.0 億円



令和2年度 財源の内訳

区分	予算額	構成比
自主財源	250 億 4,955 万円	57.0%
市税	213 億 1,263 万円	48.5%
分担金及び負担金	2 億 8,375 万円	0.6%
使用料及び手数料	6 億 7,779 万円	1.5%
財産収入	1 億 8,716 万円	0.4%
寄附金	1,539 万円	0.0%
繰入金	10 億 7,454 万円	2.4%
繰越金	6 億円	1.4%
諸収入	8 億 9,830 万円	2.0%
依存財源	189 億 145 万円	43.0%
各種交付金等	39 億 2,701 万円	8.9%
地方交付税	17 億 2,500 万円	3.9%
国庫支出金	66 億 8,011 万円	15.2%
県支出金	34 億 3,513 万円	7.8%
市債	31 億 3,420 万円	7.1%
計	439 億 5,100 万円	100.0%

※1万円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

③ 介護保険特別会計

112 億 1,971 万円

支援や介護が必要であると認定された人が、自立した日常生活をおくることができるように、各種サービスを提供するとともに、地域包括支援センターの運営や介護予防事業等の地域支援事業を実施するものです。

(1万円未満を四捨五入しています。)

歳入	歳出
保険料 24 億 7,809 万円 国・県支出金 37 億 9,010 万円 支払基金交付金 29 億 3,200 万円 一般会計等からの繰入金 20 億 832 万円 その他 1,120 万円	保険給付費 105 億 5,484 万円 地域支援事業費 5 億 6,309 万円 その他 1 億 178 万円

土地区画整理事業特別会計

12 億 5,500 万円

道路、公園、下水道などの施設を配置しながら、整った快適な街並みをつくっていく事業です。完成までには、長い年月と多額の費用がかかり、関係する皆様のご理解とご協力が必要となります。
(1万円未満を四捨五入しています。)

④ 武蔵藤沢駅周辺地区(年度:昭和61～令和7年度、面積:62.7ha) 2 億 1,150 万円

歳入	歳出
一般会計からの繰入金 2 億 450 万円	事業費 1 億 8,176 万円
保留地処分金 550 万円	その他 2,974 万円
その他 150 万円	
	令和 2 年度末進捗率(予定) 99%

⑤ 入間市駅北口地区(年度:平成3～令和4年度、面積:20.4ha) 4 億 8,550 万円

歳入	歳出
国からの補助金 1,800 万円	事業費 4 億 5,399 万円
一般会計からの繰入金 4 億 6,650 万円	その他 3,151 万円
その他 100 万円	
	令和 2 年度末進捗率(予定) 61.6%

⑥ 扇台地区(年度:平成5～令和7年度、面積:78.6ha) 5 億 5,800 万円

歳入	歳出
保留地処分金 1,000 万円	事業費 5 億 1,509 万円
国からの補助金 6,000 万円	その他 4,291 万円
一般会計からの繰入金 4 億 8,200 万円	
その他 600 万円	
	令和 2 年度末進捗率(予定) 41.7%

2 公営企業会計

公営企業会計は、市が設置し、経営している地方公営企業に関する会計であり、水道事業及び下水道事業が対象です。

水道事業会計

47 億 65 万円

水道事業費用＋資本的支出

(1万円未満を四捨五入しています。)

収益的収入及び支出 水道事業収益31 億 9,881 万円 水道事業費用29 億 5,077 万円	資本的収入及び支出 資本的収入7 億 4,490 万円 資本的支出17 億 4,988 万円
--	---

業務の予定量(令和 2 年度)

給 水 戸 数:6 万 8,400 戸

年間総給水量 :1,650 万 7,920 m³

一日平均給水量:4 万 5,227 m³

※主な建設改良事業

【令和元・2年度 継続事業】

鍵山東金子線送水管整備工事(第六工区)

総事業費 3 億 4,474 万円

【令和元・2年度 継続事業】

西武支所線バックアップ管整備事業

総事業費 4 億 1,118 万円

【令和元・2年度 継続事業】

入間ヶ丘団地内配水管布設替工事(第二工区)

総事業費 1 億 5,972 万円

【令和2・3年度 継続事業】

旧防衛庁共済団地内配水管布設替工事

総事業費 1 億 5,018 万円

＊ 収益的収入及び支出とは、経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいいます。

＊ 資本的収入及び支出とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良や借金(企業債)償還金等の支出とその財源となる企業債、加入金及び負担金などの収入をいいます(収入額が支出額に対し不足する額は内部に貯えられた資金等で補てんします)。



下水道事業会計

35 億 6,226 万円

下水道事業費用＋資本的支出

(1万円未満を四捨五入しています。)

収益的収入及び支出

下水道事業収益	24 億 6,666 万円
下水道事業費用	23 億 3,055 万円

資本的収入及び支出

資本的収入	3 億 9,748 万円
資本的支出	12 億 3,171 万円

業務の予定量(令和2年度)

水洗化戸数:5万7,095戸

年間総排水量:1,628万m³

一日平均排水量:4万4,603m³

※主な建設改良事業

管渠布設工事	総事業費	4,675 万円
管渠更生工事	総事業費	1 億 6,167 万円
耐震化工事	総事業費	660 万円



＊ 収益的収入及び支出とは、経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用をいいます。

＊ 資本的収入及び支出とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良や借金(企業債)償還金等の支出とその財源となる企業債や負担金などの収入をいいます(収入額が支出額に対し不足する額は内部に貯えられた資金等で補てんします)。

一般会計「歳入」の説明

1 市税

ア 市民税

- ① 個人(現年課税分84億7,647万5千円・滞納繰越分6,537万8千円)
 - 均 等 割 3, 5 0 0 円
 - 所 得 割 課税所得金額の6%
 - 退職所得 課税所得金額の6%
- ② 法人(現年課税分10億7,706万1千円・滞納繰越分245万4千円)
 - 均 等 割 5 0, 0 0 0 円～3, 0 0 0, 0 0 0 円(資本金等により1号法人から9号法人に分類)
 - 法人税割
 - ・ 令和元年10月1日以後を開始日とする事業年度の税率
8. 4 % ・ 7. 2 % ・ 6. 0 %
 - ・ 平成26年10月1日以後を開始日とする事業年度の税率
1 2. 1 % ・ 1 0. 9 % ・ 9. 7 %
 - ・ 上記以前の事業年度の税率
1 4. 7 % ・ 1 3. 5 % ・ 1 2. 3 %

イ 固定資産税

- ① 固定資産税(現年課税分91億3,600万円・滞納繰越分4,696万1千円)
 - 税率 1. 4 %
- ② 国有資産等所在市町村交付金 (6,526万7千円)

ウ 軽自動車税

- ① 環境性能割(現年課税分926万3千円)
 - 軽自動車(三輪以上)の取得時に課税するもので、令和元年10月1日から導入されました。
- ② 種別割(現年課税分2億9,924万6千円・滞納繰越分255万3千円)
 - 原 動 機 付 自 転 車 50cc以下2,000 円、90cc以下 2,000 円、125cc以下 2,400 円、ミニカー3,700 円
 - 小 型 特 殊 自 動 車 農耕作業用 2,400 円、その他のもの 5,900 円
 - 二 輪 の 小 型 自 動 車 6,000 円
 - 軽 自 動 車 二輪 3,600 円、三輪 3,900 円、四輪以上乗用営業用 6,900 円、乗用自家用 10,800 円、貨物営業用 3,800 円、貨物自家用 5,000 円

※平成31年4月1日から令和2年3月31日までに新規取得された新車の軽三輪・四輪車のうち、一定の環境性能を有する車両は、その燃費性能に応じて令和2年度に限り、通常の税率から概ね75%、50%又は25%軽減された税率が適用されます。

※平成 27 年 3 月 31 日以前に新規取得された新車の軽三輪・四輪車は、特例により旧税率が適用されます。ただし、最初の新規検査から 13 年を経過した車両は重課税率が適用されます。

(旧税率)

三輪 3,100 円、四輪以上乗用営業用 5,500 円、乗用自家用 7,200 円、貨物営業用 3,000 円、貨物自家用 4,000 円

(重課税率)

三輪 4,600 円、四輪以上乗用営業用 8,200 円、乗用自家用 12,900 円、貨物営業用 4,500 円、貨物自家用 6,000 円

エ 市たばこ税 (現年課税分 7 億 7,993 万 1 千円)

一 般 1, 0 0 0 本につき 5, 6 9 2 円

旧 3 級品 1, 0 0 0 本につき 5, 6 9 2 円

※ 旧 3 級品とは、「わかば」、「エコー」、「しんせい」、「ゴールデンバット」、「ウルマ」、「バイオレット」の 6 品目です。

オ 鉱産税 (現年課税分 3 千円)

税率 0. 7 %

カ 都市計画税 (現年課税分 13 億 4,500 万円・滞納繰越分 703 万 4 千円)

税率 0. 2 5 %

2 地方譲与税

地方自治体の財源とされているもののうち、課税の便宜上その他の事情から徴収事務を国が代行し、地方自治体へ譲与する税を地方譲与税といいます。

ア 地方揮発油譲与税

地方揮発油税は、ガソリンに対し揮発油税と併せて課税されるものです。地方揮発油譲与税総額の 1 0 0 分の 5 8 に相当する額が都道府県及び指定都市に譲与され、残りの 1 0 0 分の 4 2 に相当する額が各市町村の道路台帳に記載された道路の延長及び面積で按分され、市町村に譲与されます。予算額は、8,000 万円を計上しています。

イ 自動車重量譲与税

自動車重量税は、昭和 4 6 年度から、自動車検査証の交付を受ける自動車等にその重量に応じて課税される税金で、その 1 0 0 0 分の 4 0 7 に相当する額が各市町村の道路台帳に記載された道路の延長及び面積で按分され、市町村に譲与されます。予算額は、2 億 4,300 万円を計上しています。

ウ 森林環境譲与税

森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して令和 6 年度から課税される予定の税金で、その収入額の 1 0 分の 9 に相当する額が各市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口で按分され、市町村に譲与されます。

森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応する観点から令和元年度から譲与されており、譲与割合については、経過措置により令和５年度まで段階的に移行します。予算額は、1,273万円を計上しています。

３ 県税交付金

県税交付金とは、地方税法の規定に基づき、県に納められた税金のうちの一定部分を県内の市町村（指定都市含む）に交付する制度で、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金及び環境性能割交付金があります。

ア 利子割交付金

金融機関などから支払いを受ける預貯金の利子等には県民税利子割が課税されています。県の税収のうち約５分の３が県内に所在する市町村に交付されます。

予算額は、1,500万円を計上しています。

イ 配当割交付金

平成１６年１月１日以後に上場株式等の配当等の支払いを受ける個人のうち、県内に住所を有する個人に対して、県民税配当割が課税されています。県の税収のうち約５分の３が県内に所在する市町村に交付されます。予算額は、8,400万円を計上しています。

ウ 株式等譲渡所得割交付金

平成１６年１月１日以後に発生する特定口座（源泉徴収あり）内における上場株式等の譲渡益について、県内に住所を有する個人に対して、県民税株式等譲渡所得割が課税されています。県の税収のうち約５分の３が県内に所在する市町村に交付されます。予算額は、4,400万円を計上しています。

エ 法人事業税交付金

法人事業税は、県内に事務所・事業所を設けている法人に対して課税されており、県の税収のうち１００分の７．７に相当する額が県内に所在する市町村に交付されます。交付割合については、経過措置により令和２年度から令和４年度まで段階的に移行します。予算額は、1億1,028万円を計上しています。

オ 地方消費税交付金

地方消費税交付金は平成９年度に創設されたもので、都道府県に収入された地方消費税のうち２分の１が県内に所在する市町村に交付されます。

令和元年１０月１日に消費税が８％から１０％に引き上げられたことに伴い、地方消費税率が１．７％から２．２％になりました。この引上げによる増収分は、全額社会保障財源として使われます。予算額は、29億5,800万円を計上しています。

カ ゴルフ場利用税交付金

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用者に対して課税されており、県の税収のうち10分の7がゴルフ場の所在する市町村に交付されます。予算額は、4,800万円を計上しています。

キ 環境性能割交付金

自動車税環境性能割は、自動車の取得に対して課税されており、令和元年10月の消費税率の引上げに伴い、新たに創設されたものです。県の税収のうち100分の47が県内に所在する市町村に交付されます。

交付割合については、令和元年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う都道府県間、市町村間の財源調整のため、令和元年度から令和3年度までが100分の47、令和4年度以降は100分の43となります。予算額は、9,400万円を計上しています。

4 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）

国有提供施設等所在市町村助成交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、使途の制限のない一般財源として、施設等所在市町村に交付されます。

予算額は、7,800万円を計上しています。

5 地方特例交付金

地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）や、令和元年10月の消費税率引上げに伴う自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的な軽減による減収分の補てん財源として交付されるものです。

予算額は、1億4,500万円を計上しています。

6 地方交付税

地方交付税には、普通交付税と特別交付税があります。このうち大部分を占める普通交付税は、地方自治体が標準的な行政運営を行うために必要な一般財源額を合理的に算定した額である「基準財政需要額」から、市税や地方譲与税などの一般財源の額を一定の方法によって算定した額である「基準財政収入額」を差し引いたその差額（財源不足額）に応じて交付されるものです。

なお、この差額（財源不足額）がマイナスとなる場合、財源超過団体（不交付団体）となり、普通交付税は交付されません。

予算額は17億2,500万円を計上しています。予算額の内訳として、普通交付税は15億1,500万円、特別交付税は2億1,000万円となっています。

また、臨時財政対策債（※）は、13億5,000万円を計上しています。

※ 臨時財政対策債について

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されていた額の一部が、地方債に振り替えられたもので、平成13年度から発行が認められた地方債です。

なお、その元利償還金の100%が後年度の地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

7 交通安全対策特別交付金

交通安全対策特別交付金は、地方公共団体において必要な道路交通安全施設の設置及びその管理に要する経費に充てるため昭和43年に創設されたもので、交通反則金に係る収入見込額から通告書送付費支出相当額を控除した金額が、過去2カ年の交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長をもとに都道府県及び市町村に交付されます。予算額は、1,500万円を計上しています。

8 分担金及び負担金

分担金は、一般的に地方公共団体が特定の事業に要する経費に充てるため、当該事業によって利益を受ける者に対し、その受益を限度として公権力に基づいて賦課徴収する金銭です。

また、負担金は、国や地方公共団体が特定の事業を行う場合、その経費の全部又は一部に充てるために、その事務・事業の実施により特に利益を受けるなど特別の関係を持つ者に対して、国や地方公共団体が負担を命ずる公法上の金銭給付義務です。予算額は、2億8,374万8千円を計上しています。

9 使用料及び手数料

使用料及び手数料は、いずれも地方公共団体が特定人のため何らかの便益を与えることによる特定人の受益に着目して、その事務のため地方公共団体が支弁する経費の全部又は一部を応益的に負担させるものです。予算額は、6億7,779万4千円を計上しています。

10 国庫支出金

国庫支出金には、国が地方自治体の行う特定の事務事業の円滑な運営を期するために、国が義務的に支出すべき国庫負担金、国が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する国庫補助金及び本来は国が行うべき事務を、国民の利便、経費の効率化等の観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される国庫委託金があります。予算額は、66億8,010万8千円を計上しています。

1 1 県支出金

県支出金には、県が地方自治体の行う特定の事務事業の円滑な運営を期するために、県が義務的に支出すべき県負担金、県が奨励的ないし財政援助的意図に基づいて交付する県補助金、及び本来は県が行うべき事務を、県民の利便、経費の効率化等の観点から地方自治体に委託する場合に、その経費の全額が交付される県委託金があります。予算額は、34億3,513万4千円を計上しています。

1 2 財産収入

財産収入は、地方公共団体が有する財産を貸付け、私権を設定し、出資し、交換し、又は売払いしたことによって生ずる現金収入です。予算額は、1億8,715万5千円を計上しています。

1 3 寄附金

寄附金は、寄附者から受ける金銭（物品又は財産は予算に無関係）の無償譲渡で、用途を特定しない一般寄附金とその用途を限定した指定寄附金があります。予算額は、1,539万円を計上しています。

1 4 繰入金

繰入金は、一般会計、他の特別会計及び基金又は財産区会計の間において、相互に資金運用するためのものです。予算額は、10億7,453万5千円を計上しています。

1 5 繰越金

繰越金は、地方自治法第233条の2の規定により、各会計年度において決算剰余金が生じたときは、翌年度の歳入に編入しなければならないと規定されています。予算額は、6億円を計上しています。

1 6 諸収入

諸収入は、地方債のほか、前記1～13までの歳入に性質上区分されたものの以外の収入です。予算額は、8億9,830万円を計上しています。

1 7 市債

市債は、市の借金といわれるように、地方公共団体の資金調達方法の一つであるとともに、次のような機能を持っています。予算額は、総額31億3,420万円を計上しています。

(1) 財政支出と財政収入の年度間調整を図る機能

公共施設の建設や災害復旧事業などの事業は、単年度に多額の財源を必要とします。これらを一般財源のみで賄うということは、他の行政施策の推進に大きな影響

を及ぼすこととなります。そこで、市債の発行により所要の資金を調達し、事業の円滑な執行を図るとともに、元利償還金という形で後年度に財政負担を平準化することができます。

(2) 世代間の負担を公平化する機能

学校・公園・道路などの公共施設を建設する場合、その効用は長期間にわたるため、将来の住民も便益を受けることとなります。そこで、これらの建設経費について、その財源のすべてを建設当時の税收等に求めるのではなく、一部を市債で賄い、それらの元利償還金の支払い財源に将来の税收を充てることにより、住民負担の世代間の公平を図ることができます。

(3) 一般財源を補完する機能

市債は発行年度で見た場合、地方税や地方交付税などの一般財源の不足を補完する機能を有しており、ある程度の機動性と弾力性を持った財源確保の方法として重要な役割を担っています。

一般会計「歳出」の説明

1 議会費

議会費は、議会の活動に要する経費で、議員報酬、議会運営費、政務活動費及び事務局費等が計上されます。予算額は、2億9,376万3千円を計上しています。

2 総務費

総務費は、(1)全般的な管理事務、企画調整事務、財政・財務管理に要する経費等、(2)地方公共団体の共通経費で、他の款の事業又は事務の増減変化に特に関係なく、通常必要とされる経費で、本庁舎、出先機関、財産の維持管理、戸籍、統計、徴税、選挙、職員の人事（公平を含む。）等に要する経費、(3)他の款に区分できない経費（多面的でいずれの款の事業又は事務として区分困難な退職手当、選挙費、統計調査費等）が計上されます。

予算額は、59億7,462万6千円を計上しています。

3 民生費

民生費は、住民が一定水準の生活と安定した社会生活を保障するのに必要な経費であり、これには、具体的に社会福祉、障害者、高齢者、児童福祉、生活保護及び災害救助関係の経費が計上されます。

予算額は、192億5,961万8千円を計上しています。

4 衛生費

衛生費は、住民が健康にして衛生的な生活環境を保持するための経費で、主として計上される項目は、環境衛生費、公害対策費、健康福祉センター費、予防費、清掃費等が計上されます。予算額は、36億6,045万7千円を計上しています。

5 労働費

労働費は、労働者のための勤労福祉センター管理に要する経費、労働施策のための経費が計上されます。

予算額は、1,767万4千円を計上しています。

6 農林水産業費

農林水産業費は、農業委員会費、農業振興を図るため茶及び野菜等の生産性向上に努め、安全安心の農産物の生産、畜産振興等に要する経費が計上されます。予算額は、1億7,146万5千円を計上しています。

7 商工費

商工費には、商工業の振興及び観光事業等の経費が計上されます。
予算額は、1億6,807万円を計上しています。

8 土木費

土木費に計上される歳出予算は、土木管理関係人件費、土木共通事務等に要する経費並びに道路橋りょう費、土地区画整理費、下水道費、緑化推進費、住宅費等です。予算額は、41億105万6千円を計上しています。

9 消防費

消防費には埼玉西部消防組合への負担金、消防団の活動費等が計上されます。
予算額は、19億3,039万8千円を計上しています。

10 教育費

教育費には、教育委員会、小・中学校、社会教育等のすべての教育関係の費用が計上されます。予算額は、46億4,225万3千円を計上しています。

11 公債費

公債費には、主に、現在未償還の公債についての元利償還金が計上されます。予算額は、36億7,584万円を計上しています。

12 諸支出金

諸支出金には、行政目的を有しない経費のみが計上されます。
予算額は、1万8千円を計上しています。

13 予備費

予備費は、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため計上されます。
予算額は、5,576万2千円を計上しています。

※歳出の主な事業については、別冊の「令和2年度予算の概要」をご覧ください。
「令和2年度予算の概要」は市役所市政情報コーナー、各支所で無料配布しています。また、市公式ホームページでもご覧になれます。
http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/zaisei/zai_yosan/1008933.html

予算編成から決算まで

予算は、次のような流れでつくられ、使われます。はじめから終わりまで、約2年かかります。

前年度	9月	3か年実施計画の作成	1 担当課の意見をもとに、企画課で向こう3年間の大きな事業の予定を立てます。
	10月	予算見積書作成	2 担当課で翌年度に必要な費用と財源を見積ります。
	11月	各課ヒアリング	3 財政課が、新年度に予定する事業の内容を担当課から聴き取り、収入と支出の見込みや必要性・緊急性などを判断し、事務事業を選択します。
	1月	査定	4 市長、副市長との間で内容を査定します。
	2月	当初予算案作成	5 予算案を冊子としてまとめます。
	3月	議会の議決	6 市議会で審議を行った後、議決により決定します。
当該年度	4月	予算の配当	1 担当課に予算額の割り振りをします。
		予算の執行	2 金額や内容に応じて、課長、部長、副市長あるいは市長までの決裁を得てから、収入や支出をします。
	3月	補正予算	3 年度の途中で急に必要となった費用などに対応するために、当初予算の内容の一部を見直すもので、議会で決定します。
翌年度	4月 ～5月	出納整理期間	1 収入や支出について、最終的な整理を行います。
	6月	決算書作成	2 前年度の収入と支出の結果をまとめ、監査委員のチェックを受けます。
	9月	決算の認定	3 前年度の予算をどう使ったか、議会の最終チェックを受けます。

主な補助金

市から各種団体や事業に支出している補助金について、令和2年度の主なものを予算額でみると、次のようになっています。市では、補助金が有効に使われるように、団体の事業内容に応じた補助金を支出しています。

(単位万円、1万円未満を四捨五入しています。)

	補助団体・補助事業	令和2年度 補助金額	令和元年度 補助金額	比較増減
議会費	政務活動費	528	528	0
総務費	区長会補助金	661	661	0
	入間万燈まつり実行委員会補助金	900	700	200
	国際交流協会補助金	480	500	-20
	防災訓練奨励費補助金	428	428	0
	防犯灯維持管理費補助金	717	757	-40
	交通安全対策推進協議会補助金	650	650	0
民生費	社会福祉協議会支援事業	10,771	11,075	-304
	地域活動支援センター事業	5,063	8,100	-3,037
	シルバー人材センター補助金	1,420	1,420	0
	人間ドック等助成事業（後期高齢者）	2,156	1,904	252
	施設等利用給付事業	65,876	0	65,876
	放課後児童健全育成事業費補助金	755	0	755
衛生費	衛生自治会補助金	550	553	-3
	環境の保全及び創造に資する助成事業	520	520	0
	浄化槽設置整備事業補助金	1,677	1,321	356
	市民清掃デー実施事業	313	313	0
	資源再利用奨励事業	948	998	-50
労働費	労働団体活動費補助金	42	40	2
農林水産業費	農業振興推進事業	506	565	-59
	環境保全型農業推進事業	213	140	73
	農業まつり事業	119	119	0
商工費	商業振興事業補助金	2,893	2,895	-2
	空き店舗活用創業支援事業補助金	323	323	0
	工業会補助金	149	149	0
	創業支援事業補助金	355	400	-45
	観光協会補助金	640	880	-240
土木費	建築物耐震改修等促進事業	40	50	-10
	同居・近居促進事業	700	700	0
消防費	消防団運営交付金	256	236	20
教育費	学校教育支援事業	237	238	-1
	公民館文化活動事業	90	90	0
	文化団体補助金	168	171	-3
	体育協会等補助金	785	790	-5

※入間市が交付する補助金の詳細（平成30年度決算額）については、市公式ホームページで公開しています。

<http://www.city.iruma.saitama.jp/shisei/zaisei/1002974/1010167.html>

他市との財政指標の比較（平成30年度決算）

市の台所事情を表す「財政指標」には、さまざまなものがありますが、代表的で比較的わかりやすいものを示しました。順位は、県内の40市のうちで、入間市がどの位置にあるかという目安を示したもので、優劣を比較するものではありません。

財政力指数

0.93

10位

通常確保できると考えられる収入(基準財政収入額)

標準的な仕事をするのに必要と見込まれる支出(基準財政需要額)

標準的な仕事を行う財源をどのくらい自力で調達できるかを示した指標であり、市の懐ぐあいを表すものです。

単年度で「1」を超える場合には、国からの援助(普通交付税といい、国の税金の一部を収入が不足するまちに割り振るものです。)がなくなります。また、数字が大きいほど余裕があることになります。

※ 上記により算出した率を3ヵ年(28年度～30年度)平均した数値

1	戸田市	1.24
6	川越市	0.97
6	所沢市	0.97
9	三郷市	0.95
10	入間市	0.93
13	狭山市	0.91
17	鶴ヶ島市	0.88
17	日高市	0.88
19	東松山市	0.87
25	坂戸市	0.83
26	富士見市	0.82
26	ふじみ野市	0.82
31	飯能市	0.78
38	鴻巣市	0.71
40	秩父市	0.57
	市平均	0.87

公債費負担比率

10.7%

17位

公債費を賄うための一般財源

一般財源(市税など使いみちの限られていない収入)総額
+ 臨時財政対策債及び減収補てん債

公債費(借金の返済額)の状況から、財政運営の弾力性を測定する指標です。言い換えると、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを判断する指標でもあります。

指標が低い方がそれだけ一般財源に余裕があり、新たなサービスを始め、臨時の出費に対応できるということになります。

1	深谷市	8.1
3	戸田市	8.5
5	所沢市	8.7
11	東松山市	10.4
12	日高市	10.5
14	狭山市	10.6
17	入間市	10.7
18	鶴ヶ島市	10.9
20	富士見市	11.4
24	坂戸市	12.6
27	飯能市	13.3
28	川越市	13.4
29	三郷市	13.6
33	ふじみ野市	14.4
40	鴻巣市	16.6
	市平均	12.4

経常収支比率

97.7%

38位

経常的経費(毎年欠かさず必要となる支出)を賄うための一般財源

経常一般財源(市税など使いみちの限られていない収入のうち、毎年繰返し入ってくるもの)
+ 減収補てん債及び臨時財政対策債

人件費や公債費、扶助費(福祉施設の入所に伴う費用など)等、毎年必要になる支出で、容易に切り詰めることが難しいものの割合のことです。低い方がそれだけ余裕があり、新たなサービスを始め、臨時の出費に対応できるということになります。

1	八潮市	85.0
3	戸田市	87.3
6	富士見市	88.5
11	坂戸市	91.1
12	狭山市	91.4
17	鴻巣市	92.7
18	東松山市	92.8
22	鶴ヶ島市	93.5
23	飯能市	93.9
24	所沢市	94.0
29	日高市	94.8
33	三郷市	95.7
35	ふじみ野市	96.8
38	入間市	97.7
39	川越市	97.9
40	さいたま市	98.7
	市平均	94.3

入間市の財政健全化指標について

財政健全化指標は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく各地方公共団体の財政の健康状態を示す指標であり、算定後速やかに公表することになっています。

この事を“人”に例えると・・・

“入間市は、体の中の重要な部分である「財政」について、毎年健康診断を受診することになっています。検査項目は、下表①～⑤の5つです。これらの検査項目にはそれぞれ「警戒ライン」が定められ、この基準を超えると「財政健全化計画」又は「経営健全化計画」という治療計画を立てて、健康な状態になるよう努めなければなりません。そして、この検査結果は市民の方に公表されます。”

・・・ということになります。

それでは、入間市の「財政」の健康診断結果を見てみましょう。

《入間市の「財政」の健康診断結果》

下記の表のとおり、平成30年度入間市の財政は、健康な状態であることが確認できました。

健 全 化 判 断 比 率				⑤資金不足比率	
①実質赤字 比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比率	④将来負担 比率		
—	—	0.9%	7.1%	(水道事業) —	(下水道事業) —
警戒ライン 12.03%	警戒ライン 17.03%	警戒ライン 25.0%	警戒ライン 350.0%	警戒ライン 20.0%	警戒ライン 20.0%

※ 比率が生じない場合（つまり赤字や資金不足が無い場合）は「 — 」で表示することになっています。

※ 警戒ラインを超えてしまうと、「財政」が健康な状態ではないので治療が必要です。

《結果をふまえて》

平成30年度の入間市の「財政」は、健康な状態であることが確認できました。

今後も、この結果に安心することなく、「財政」の健康状態を良好に維持できるよう、日々努めてまいります。

《検査の内容》～いずれも、数値が大きいほど良くない状態です。

①**実質赤字比率**～一般会計等の赤字の大きさを示す指標です。

福祉・教育・まちづくり等を行う一般会計等(一般会計のほか、武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計、入間市駅北口土地地区画整理事業特別会計、扇台土地地区画整理事業特別会計、狭山台土地地区画整理事業特別会計(平成30年度末廃止)を含む)の赤字額が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。財政運営の悪化の度合いがわかります。したがって、赤字額が無い場合(黒字の場合)は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「－」表示することになっています。

②**連結実質赤字比率**～市全体の赤字の大きさを示す指標です。

市の全ての会計(10会計)の赤字額が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。市全体の財政運営の悪化の度合いがわかります。赤字額が無い場合(黒字の場合)は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「－」表示することになっています。

③**実質公債費比率**～市の返済額の大きさを示す指標です。

借金の返済金である公債費(それに準ずるものを含む)が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。この比率が低いほど、一般財源の自由度が高くなります。この比率は、3ヶ年(28・29・30年度)の平均値です。

(参考:埼玉県内40市のうち、3番目に低い数値でした。)

④**将来負担比率**～今後、市が支払わなければならないものの大きさを示す指標です。

市の一般会計等の借入金(地方債)や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高が、市の標準的な年間収入に対してどのくらいの割合であるのかを示すものです。将来の財政を圧迫する可能性の度合いがわかります。この比率が低いほど、将来の負担が少ないといえます。(参考:埼玉県内40市のうち、17番目に低い数値でした。)

⑤**資金不足比率**～水道及び下水道事業の資金不足を示す指標です。

公営企業会計(水道事業会計・下水道事業会計)の資金不足額が、公営企業会計の事業規模である料金収入等の規模に対して、どのくらいの割合であるのかを示すものです。公営企業の経営状態の悪化がわかります。資金不足額が無い場合は「健康な状態」であり、比率が発生せず、「－」表示することになっています。



元気な入間

生き生きいるま 人・まち・自然